

郵政民営化委員会 ヒアリング資料

平成 20 年 1 1 月 1 0 日

生命保険協会

1. 郵政民営化への基本スタンス①

1

○「郵政民営化の基本方針」と郵政民営化法第2条（基本理念）の規定によれば、公正な競争条件の確保が前提

郵政民営化の基本方針（H16.9.10閣議決定）

1. 基本的視点

4機能が、民営化を通じてそれぞれの市場に吸収統合され、市場原理の下で自立することが重要。そのための必要条件は以下のとおり。

（2）民間とのイコールフッティングの確保

郵政民営化法

第2条（基本理念）

郵政民営化は、・・・当該株式会社の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする。

生命保険協会の基本認識

郵政民営化の目的は、
簡保事業を自由で公正な民間の
生命保険市場に吸収・統合し、
活力ある経済社会を実現し、
国民の利益を増大させること

市場競争を歪めることのないよう
「公正な競争条件を確保すること」
が前提

1. 郵政民営化への基本スタンス②

2

○生命保険業の健全な発展のため、また、契約者保護と利用者利便の向上を達成するためには、適切な態勢整備が重要

新規業務の調査審議に関する所見（H18.12.20）

【1－⑤内部監査・コンプライアンス態勢等の整備】

・・・民営化後の金融二社がこうした民間金融機関と同等の態勢を備えるべきことは当然である。

・・・また、関係省庁は緊密な連携の下で、この態勢整備を強く促す必要がある。

内部監査・コンプライアンス態勢に係るこうした取り組みは、金融二社のビジネスモデルの革新の基礎となるものであり、その重要性については、いかに強調してもし過ぎることはないと考える。

【2－（2）基本的な考え方】

① 利用者利便の向上

郵政民営化の目的は競争の促進による経済の活性化であり、新規業務を考える際の最も重要な視点は、金融二社と関係業界の利害の調整ではなく、これらの金融機関のサービスが向上することにより利用者にもたらされる利便性の向上である。

生命保険業の健全な発展のため
「適切な態勢整備」が必要

「適切な態勢整備」が行われていなければ、
かえって、利用者利便を低下させ、
お客様にご迷惑をかける

2. 公正な競争条件の確保①

3

○公正な競争条件の確保について、これまで措置された以下の点を評価

○民間とのイコールフットイング確保 のための措置(完全民営化と保険業法適用)

- ・ 民間企業と同様の納税義務
- ・ 旧契約（民営化前契約）と新契約（民営化後契約）を分離した上で、新契約については、政府保証を廃止
- ・ かんぽ生命は生命保険契約者保護機構に加入
- ・ 株式の完全売却が規定され（法第7条）、実施計画にも記載

○新・旧契約の分離のための措置

- ・ 新旧契約の区分経理、ディスクロージャーを実施

- ・ 旧契約の顧客情報の利用について、限度額管理等の旧簡保事業の利用目的を超える場合の顧客同意取得等の民間事業者としての適切な措置を実施

○以上をふまえて、「公正な競争条件の確保」が民営化を推進するうえでの引き続き重要な前提と認識

2. 公正な競争条件の確保②

- 政府が間接的に100%議決権保有を続けている状況の中では、未だ、信用補完（いわゆる「暗黙の政府保証」）が生じることによって、健全な競争を阻害し、マーケットを歪める、といった懸念は継続
- 「所見」でも言及されているように、引続き、かんぽ生命および政府は、「暗黙の政府保証」が残存するというパーセプションの解消に向けた努力を続けるべき

間接的な政府出資（100%議決権保有）等
による信用補完（いわゆる「暗黙の政府保証」）

健全な競争を阻害し、マーケットを歪める懸念

郵政民営化法

第138条（業務の制限）

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、前三項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。

- 一 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情

新規業務の調査審議に関する所見（H18.12.20）

【1 郵政民営化と新規業務】

- ④ 政府保証の廃止及びそれに伴って必要となる措置
・・・民営化の実施後も「暗黙の政府保証」が残存するというパーセプションは、預金者・加入者等の誤解に基づくものである。

前述の民営化の意義に照らせば、政府保証を制度面で廃止するだけではなく、こうしたパーセプションをも払拭していくことが不可欠である。金融二社が、政府保証が存在しないことを明確に説明することは当然であるが、政府においても、その払拭に向けて最大限の努力を行うべきである。・・・

3. 適切な態勢整備①

5

○態勢整備については、これまでの郵政民営化委員会の議論や、新規業務の審査の際に重要視

新規業務（他社商品仲介及び既存商品・サービスの見直し）に関する 郵政民営化委員会の意見（H20.2.22）

1 基本的な考え方

(3) 業務遂行能力・業務運営態勢

申請に係る業務の実施に際しては、利用者保護等に係るコンプライアンス態勢を確保しつつ顧客に金融サービスを適切に提供し得るよう、業務遂行能力・業務運営態勢を整備することが必要である。

2 申請に係る業務の認可に関する考え方

(1) 業務認可の要件

金融二社については、民間金融機関として、的確な業務を行うための業務遂行能力・業務運営態勢の整備に加え金融商品取引法の施行等に伴う一層の態勢整備が求められるため、金融庁長官及び総務大臣は、利用者保護及びリスク管理の観点から、これらの双方を確認することが必要である。

なお、株式会社かんぽ生命保険の申請に係る入院特約の見直しについては、当該業務の実施により、将来的には保険金支払件数の増加の可能性があることから、支払態勢を含む所要の内部管理態勢の整備について確認することが必要である。

(3) その他

金融庁長官及び総務大臣は、認可後も、金融二社の業務遂行能力・業務運営態勢について、今回の申請に係る業務を含め、継続的に確認するとともに、その結果について、郵政民営化委員会に対し必要に応じ報告されたい。

第36回郵政民営化委員会（H20.1.31）議事録

○神崎郵便貯金・保険監督参事官

審査の基本的考え方でございますが、前回の資産運用の多様化に関する審査と同様に、「民間金融機関としての業務遂行能力や業務運営態勢を具備していること」という観点から、態勢整備が十分に図られているかという点を中心に、他の民間金融機関の態勢等も適宜参考にしつつ、審査を行っているところでございます。

・・・

また、支払管理態勢の観点から、このような入院特約、手術特約については、・・・今回の見直しに対応した引受けや支払管理態勢が整備され、保険契約者等にご迷惑をかけることがないよう準備を進めているかどうか確認しているところでございます。

・・・

認可が行われた後も、例えば新規業務の実施状況や態勢整備の進捗状況につきまして、監督の枠組みの中で適時・適切に報告を求める等、適切なモニタリングに努めてまいりたいと考えております。

3. 適切な態勢整備②

6

○従来の簡保は、「小口・無診査・即時払」を特長としてきたことから、今後、限度額引上げや、第三分野商品を開発する場合には、相応の態勢整備が必要

○例えば、引受リスク管理態勢の充実や、お客様の視点にたった支払管理態勢の充実、商品説明能力の向上など、契約時から支払時に至るまで、業務運営態勢の整備・強化や、お客様への情報提供の充実が必要

